

第十三回
国会

参議院内閣・地方行政・運輸連合委員会会議録第一号

昭和二十七年四月一日(火曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員氏名

委員長 河井 彌八君

理事 山田 佐一君 理事 鈴木 直人君

理事 山花 秀雄君

小串 清一君

横尾 龍君

竹下 豊次君

赤松 常子君

栗栖 勉夫君

大山 郁夫君

地方行政委員

委員長 西郷吉之助君

理事 堀 末治君 理事 中田 吉雄君

理事 岩木 哲夫君

愛知 揆一君

石村 幸作君

岡本 愛祐君

若木 勝蔵君

原 虎一君

石川 清一君

運輸委員

委員長 山縣 勝見君

理事 岡田 信次君 理事 高田 寛君

理事 小泉 秀吉君

植竹 春彦君

一松 政二君

小野 哲君

小酒井義男君

前之園喜一郎君

鈴木 清一君

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

河井 彌八君

山田 佐一君

小串 清一君

横尾 龍君

竹下 豊次君

赤松 常子君

上條 愛一君

西郷吉之助君

中田 吉雄君

石村 幸作君

岩木 哲夫君

岡本 愛祐君

哲二君

若木 勝蔵君

石川 清一君

山縣 勝見君

高田 寛君

小泉 秀吉君

仁田 竹一君

一松 政二君

小野 哲君

小酒井義男君

深川榮左門君

運輸大臣 村上 義一君

政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君

海上保安庁長官 柳沢 米吉君

海上保安庁次長 山崎小五郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 武井 群嗣君

常任委員 福永興一郎君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

常任委員 古谷 善亮君

約一万三千人の人員と約五万トンの船舶とを持つておりまして、又沿岸各地に多数の航路標識を施設してあります。等の関係から、これらに対する経理、補給関係の事務は、仕事の性質上極めて複雑であり、又歴大であるのでありまして、又迅速なる処理を要しますため、総務部において組織であるとか、庶務でありますとか、或いは人事でありますとかいうような事務と一緒に処理いたすのではその的確な遂行が困難な現状にあるのであります。で、このうちから経理、補給関係の事務を分離いたしまして、これを専門に所掌する経理補給部を設置することとしたのであります。又、我が国は終戦以来航空機の保有を禁ぜられておりましたが、沿岸哨戒等のために巡視船と航空機とを併用いたしますれば、互いにその短を補つて十分な業務の遂行を期し得られますので、かねてよりその保有を希望いたしておつたのであります。が、平和條約の効力発生と共に、これを實現することといたしたのであります。このために必要な規定を海上保安庁法に加へたいと思つてあります。その他、従来やましますれば、次長とそうして警備救難監との相互間の権限につきまして、明確を欠いておりましたので、その所掌事務を改正いたしまして、いわゆるアドミニストレーションとオペレーションとの機能の調和を図りますと共に、海難審判理事官の所掌事務を、その特殊な

性格に適するように全国的に統轄せしめるための機関としまして、海難審判理事官を設置することといたした次第であります。で、これらの所要の改正をいたしたいと思つてあります。

次に、海上警備隊の設置についてお聞き取りを願いたいのであります。申すまでもなく、我が国は四面を海に取り囲まれておりますので、海によつて生活する国民の数は極めて多いのであります。海運業、水産業等は、我が国の主要な産業の分野となつております。が、その半面におきましては、海は我が国が外国と接した唯一の場所であるのみならず、前大戦の結果、外国領土が近接することとなりまして、密貿易等もあつたことか、或いは不法入国等によりまして海上の秩序を紊されることも又甚だしくないのであります。従いまして、海上において人命財産の安全を保護して平和産業の発達に資すると同時に、海上の治安を確立いたしまして、犯罪その他海上の秩序を紊すような事態の予防であるとか、鎮圧を行いますことは、国家といたしまして当然果さなければならぬ責務であると思つてあります。

海上保安庁は、かような責務を達成いたしますために設置せられまして、すでに今日までに約四年を経過いたしたのであります。が、平和條約の発効と共に、完全な主権国家といたしまして、みずからの手によつてその沿岸水域における安全と治安とを確保いたし

本日の会議に付した事件
○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○河井彌八君委員長席に着く

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会、運輸委員会及び地方行政委員会の連合会を開会いたします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず政府より提出の理由の説明を求めます。

○國務大臣(村上義一君) 只今提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして、お聞き取りを願いたいと存じます。で、今回改正せんとする内容は、海上保安庁の一般機構の改正と、海上警備隊の設置との二つに区分することができると思ひます。

先ず海上保安庁の一般機構関係の改正について御説明申上げたいと存じます。海上保安庁におきましては、現在

て参りますためには、力が足りない憂いが多分にあるのであります。即ち海上における天災、又相当大規模な災害又港域に亘る秩序の紊乱等に対しても、緊急対処できるようにいたしたためには、集団訓練を施した機動力のある海上予備勢力が必要となつて参るのであります。これがため海上警備隊を設置いたしまして、みづからの手によつて得る限りの態勢を整え、以て国家としての責務を果すこととしたのであります。海上警備隊は、海上における人命及び財産の保護並びに治安の確保のため緊急の必要があり得る場合において、海上において必要な行動を行うための機関であります。その任務は、海上保安庁の所掌事務の範囲内に限られるものであります。

海上警備隊は、総監部及び若干の地方監部を以て組織されますところの、海上保安庁の附属機関であります。その職員は、定員を取りあはず六千三百八十人とし、海上警備官その他の必要な職員を置くこととしたしました。海上警備隊の職員は、一般の行政機関に勤務する職員と異なりまして、職場は海上にあるのでございまして、陸上の勤務者につきましても、原則として一定の宿舎に居住して常時勤務する態勢にあるものであり、又職員は一定の年齢に達すれば退職しなければならぬ等、特殊の勤務条件に服するものであります。これを国家公務員法上の特別職の職員といたすことによりまして、同法の適用を除外し、これに代るべき所要の人事管理に関する規定を設けようとするものであります。即ち海上警備隊の職員の任命権者、欠

格條項、階級、任用、叙級、分限、懲戒、服務等に関する規定を設けますと共に、職員の意に反する処分に対しましては、公正審査会への審査請求の道を開きます等、国家公務員法の精神に則り、海上警備隊におきます勤務の特殊性に適合した諸規定を設けているのであります。又海上警備官に対しては、海上におきます職務執行上の必要性に鑑みまして、海上保安官に準じて、立入検査権、武器の携帯及び使用を認めますと共に、刑事訴訟法上のいわゆる緊急逮捕の権限を與えまして、職務遂行の万全を期したいと存するのであります。なお海上警備官のうち、部内の秩序維持の職務に従事した者に対しては、必要な限度の司法警察権を與えまして、海上警備隊の内部規律を維持し、嚴正なる職務の執行に資することとしたのであります。最後に、海上警備隊の職員に對しましては、一般の国家公務員の例に倣ひまして、労働関係法規の適用を除外いたしますと共に、その船舶につきましては、船舶の構造、運航上の特殊性から船舶安全法及び船舶職員法の適用を除外いたし、その移動無縁局につきましても、同様の理由によりまして、電波法の一部の適用を除外いたすことにしたいと存するのであります。以上申述べましたところが、海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八郎) 次に本案の内容容につきまして政府から説明を求めます。海上保安庁長官柳沢君。

○政府委員(柳沢米吉君) 内容の御説明をいたします。第一條の改正でございしますが、第一條は「港、湾、海峡その他の日本の沿岸水域において」というふうになつておりましたのを、これを「海上において」というふうに変更いたしましたのでございます。従来の日本の沿岸水域といふことは如何なる範圍のものであるかにつきまして、解釈上必ずしも明確でないものであります。公海において職務を執行し得るかどうかといふような点についても疑義なしとしないうものでございまして、この辺を明確にしたわけでございます。なお「海上の安全を確保し」というところを「人命及び財産を保護し」というふうに改訂いたしましたのは、これも表現をはつきりいたしましたので、内容が如何なるものであるかということをも明確にいたしました次第でございます。

次に第三條の二項の削除でございしますが、これは海上保安庁の職員の総数の限度を規定したものでございまして、職員の定員につきましては、行政機関の職員定員法の定めがあるので、この規定は不要と考えまして、これを削除いたしましたわけでございます。これらの規定がなくても無制限に定員を増加するものではございませんので、一般職に對する行政機関職員定員法というものではつきりときめられていたものであります。この点を削除いたしたわけでありまして、なお「船舶」という文字を「船舶及び航空機」というふうに変更したにつきましては、これは遭難船舶の発見或いは浮遊機雷の発見、その他の水路測量のためというふうには航空機を併用することができまするならば非常便宜であるというふうには、且つ又能率であるというふうには考えられませんでした。平和條約が発効いたしましたならば、航空機の保有の禁止が解かれまして、この実現をしたい、こういうふうな考えを以て、「船舶及び航空機」というふうに改めた次第でございます。

なお第四條の二項といふものでございしますが、これは占領下の特殊事情に基きまして、國際的に我が国の船舶の勢力を制限されたものでございしますが、これは國際的見地から必要がなくなるのでありますので、これは船舶の規模或いはその他の制限といふものは、予算案として国会の審議を経べきものでないといふふうに考えた次第であります。なお第四條の三項について追加いたしましたのは航空機の標識でございまして、これは保安庁に航空機が参りますと一般の民間航空機と異なり、又沿岸の哨戒或いは遭難船舶の搜索等の任務を行いますために、他の航空機と區別し得るようになり、どうしても標識が必要といふふうに考えられるわけでございます。

第五條の改正につきましては、これは経理補給部の設置でございしますが、海上保安庁は現在約五万トンの船舶を有しまして、これに對しまして食糧の現物支給を行なつたり、或いは海上陸上に通信網を張つたり、沿岸到る所に航路標識を施設してあります等の關係から、これらに對する物品の補給、或いは金銭會計の事務は極めて複雑且つ膨大なものとなつて来ておりますので、これを總務部のうちから分けまして経理補給部を設けたいといふふうな規定でございまして、なおその次の第六條の十二号でございしますが、新らしいほうで申しますと十二号に「海難審判庁

に對する審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに海難審判庁の裁決の執行に関する事項」といふものがございしますが、理事官の事務、現在の海難審判の理事官の所掌事務に對する規定は、七條の二によりまして海事検査部の規定のうちに入れられたのでございしますが、これは後ほど申しますが、海難審判庁事務の補足機関といたしたためこれを入れたものでございまして、次に十一條の改正でございしますが、十一條は次長及び警備救難監といふものの改正でございしますが、今までは次長及び警備救難監の所掌事務が不明確であつた点がありましたので、次長は大体アドミニストレーション系統のものをを行い、警備救難監はオペレーションの事務を行うといふふうにより明確化されたわけでありまして、なお十一條の三といふものの追加でございしますが、これは先ほど申上げました通り、「海難審判理事官」といふものを設けまして、海難審判理事官といふものは海難審判官に對應いたしまして、海難審判庁に對する審判の請求、海難審判庁の事務の執行を行うものであります。また、当庁その他の所掌事務とやや趣きを異にいたしますので、海難審判庁に對する海難審判理事官といふものをここに設けたいといふふうに考えるものでございまして、

なお十九條、二十條の改正でございしますが、これは海上保安官は今まで司法巡査として司法警察官の行使に當つておつたのでございしますが、海上の現状において、犯罪取締のために保安官と同様に武器を使用することができるようにしたといふものでございまして、今までは司法警察官だけ持ちました

が、武器を持つことはできなかったの
でございすが、小さな船になります
と、海上保安官補が船長というよう
なことがございすが、これらの改正
をして行きたいというふうに考
えてございすが、

次に第二章に入りまして海上警備隊
の設置でございすが、二十五條の二
に海上警備隊の設置及びその目的に
関する規定をここに設けたわけでござ
います。御承知の通り、我が国は四面
に囲まれておりますので、海は外国と
接触する唯一の場所でありまして同時
に、

〔委員長退席、内閣委員会理事山
田佐一君委員長席に着く〕

又海運業、漁業等によつて海に生くる
国民の生活の場所でございます。従つ
てこれらの航海の安全を確保し、治安
を維持するということは固として当
然実行しなければならぬ問題でござ
いまして、これらの目的を達成する
ために海上における諸法令の勵行を期
すると共に、国の機関として必要最小
限度の実力を備えなければならぬの
であります。これらのために海上警備
隊は海上における法規の勵行、主として
従来海上保安庁で行なつておりました
船舶が海上の法規の勵行に當るもので
ございすが、不時のタイフーンの海
難或いは災害というやうなものが発生
しましたときに、これが救済を行うの
は、これは海上警備隊を以て當らせよ
うとするものでございすが、元來の海
上保安庁におきましては、パトロール
その他常に行動しまして巡視警戒を行
なつて行なつてございすが、大きな
災害が起きたときにこれらのパト
ロールの船を寄せ集めまして、その方

面に向けるということに相成りまし
た、その間に空気がございまして、こ
れらのものを別に訓練いたしまして災
害に當てたいというのがこの趣旨で
ございすが、なお第二十五條の三に「海
上警備隊は、総監部及び地方監部をも
つて組織する」というふうになつてお
ります。これは、これら地方を、現在に
おきましては二箇所乃至三箇所地方
を分けて、それら地方監部を置
いて、これらの船舶の基地といたした
い、かように考へてゐるわけでござ
います。又二十五條の四に、職員の種類
を定めますが、海上警備隊における職
員の種類は海上警備官及びその他の職
員を置くというふうになつてゐるわけ
でございまして、これは後の二十五條
の六にございまして、特別職といた
したいと考へてゐるものでございま
して、その定員の数は二十五條の五に
ございまして、六千三百八十八名とい
うに規定をいたしまして、この範囲で
以て行なうというふうになつてゐる
わけでございまして、特別職と
いたしまして理由をいたしまして、こ
れは先ほど申しました通り、非常の災害
その他がございまして、行動を行な
うものでございまして、而も長官の定
めるところに居住しなければならぬ
状態になります。常時勤務態勢に
あるというやうなことで、又はその
事情によりまして一般公務員と異なる
勤務状況にありますので、これを特別
職とするというふうになつてゐるわけ
でございまして、二十五條の七に
その任命権者は、海上保安庁長官が
これを行なうというふうになつてゐる
わけでございまして、二十五條の八は
欠格條項について、二十五條の九は任用、十は

階級、十一は叙級及び進級、二十五條
の十二は分限による免職、十三は分限
による休職、十四は当然失職、二十五
條の十五は停年、これは停年について
申上げます、海上警備官はその勤務
が特殊なものでありますために、一定
の年齢以上の高齢者ではその精神的に
も、肉体的にも勤務に就くことが困難
な場合があるから、階級別に停年
制を設けたい、かように考へてゐる
わけでございまして、二十五條の十六は懲戒
処分でございます。十七は人事に關す
る不正行為、二十五條の十八は誠実服
務、十九は制服の着用、二十は秘密を
守る義務、二十一は居所の指定でござ
います。二十二は職務に専念する義
務、二十三が兼職の禁止の制度、二十
四は私企業からの隔離、二十五は営利
企業以外の事業の制限、二十六は団体
結成、争議行為の禁止でございまし
て、この争議の禁止は公務員法にお
きまして、今までの海上保安庁の職員は
禁止されておりましたのをこのまま禁止
になつて来るわけでございまして、二十
七は政治的行為でございまして、それ
から二十八は公正審査会、公正審査会
は職員がその意に反する処分を受けた場
合にこれに對して審査を請求すること
ができる、その審査をやります審査会
をここに設け、不利益処分に対する意
見の開陳ができるやうな組織にしてお
るわけであります。二十五條の二十九
は行政警察の権限でございまして、こ
れらは先ほど大臣から申上げました通
り緊急逮捕或いは立入検査等ができる
やうな規定にしてあるものでございま
す。二十五の三十は司法警察権の問題で
ありまして、これは緊急逮捕の問題で
ございまして、なお二十五條の三十一は

労働法規の適用除外であります。三十
二は船舶安全法の適用除外であります
が、これはこの船舶の構造設備その他
が一般の船舶と相違ないものでござ
いますので、船舶安全法或いは一般の船舶の
構造設備の規定を目的としておるこの
安全法等から除外したい、かよう
に考へるものでございまして、そのほか
二十五條の三十三が船舶職員法の適用
除外、三十四が無線局の電波法の一部
の適用除外となつております。二十五
條の三十五から三十七までは罰則で
ございまして、
二十六條の二でございすが、これ
は水先審議会の設置でございまして、
これが水先審議会というものが現
在にございましてあります。これを
保安審議会のところで水先審議会を
行なう、水先法に基いておるものが
これを單に海上保安庁の中にも置つて水
先審議会というものを海上保安庁にあ
るというように明確化する規定でござ
います。
以上で大体逐條説明を終りたいと思
ひます。
○委員長代理(山田佐一君) お諮りを
いたします。只今から質疑に入りたい
と思ひますが、運輸委員長と地方行
政委員長とのお話しによりまして、
先ず本法律案の質問は運輸委員長のか
らお始めを願ふことといたしたいと思
ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長代理(山田佐一君) 御異議な
しと認めて、さう取計らいます。先
ず運輸委員長から御発言を願ひます。
○山縣勝見君 只今の本法律案の提案
理由を大臣から拜承いたしましたので
あります。先ず海上警備隊を第二

章において規定されて、新たに海上警
備隊を海上保安庁の中に置かれるとい
うことになつておりますが、海上警備
隊を置いた提案理由の説明は只今承わ
ります。平和條約の発効と共に完
全なる主權國家となるについて、み
ずからの手によつてその沿岸水域にお
ける安全と治安を確保することができ
ない、さうした意味で、海上におけ
る緊急事態に對処するための一つの機
關として海上警備隊を創設するとい
うことではあります。その際従来の海上
保安庁の規定によりまして、保安官
という制度があるものであります。現
在に八千名近い保安官を持つてお
るものであります。緊急の事態に對処
するといふ点は、新たに一つの海上警
備隊を置く理由になつておるもので
あります。その際海上保安庁の警備力
を補うといふ、純粹の、ための海上警
備隊であるかどうか、基本的にはその考
えを先ず承つておきたい。別個のも
のであるかどうか、或いは海上保安庁
の警備力を補うといふものであるかど
うか、或いは本質的に別のものである
かどうか。
○國務大臣(村上義一君) 海上警備隊
を置く目的は條文にも明記してありま
す。通し、海上における生命、財産の保
護、秩序の維持のためであります。全
く海上保安庁そのものの設置目的の範
疇を出ないものであるものであります。
何分我が国は現在でも一萬マイルに亘
る海岸線、そのフロントの水域に對し
て警備救済を要する場合であります。
而も現在四萬九千トンの船腹を持つて
おりますが、パトロールのできる五十
トン以上の船は僅かに百五十隻しか
ないのであります。従いまして、極めて

その受持一ぱいの、船の受持範囲は広汎に亘つておるのであります。そのために十分密入国につきましても、密貿易につきましても、又海難等に対しましても哨戒の目的を達するに非常には遺憾の点が少くないのであります。いわんや先刻も申述しました通り、少し大きい天災がありまして、多くの船が沈没、或いは海難に遭遇するというような場合にはこれを救助に出掛けるという力がないというてもよいくらいであります。従つてそういう際でありますとか、或いは又相当大規模な不法入国とか密貿易とかいうような船団が領海に入つたときこれを海上で捕獲して上陸を抑止する、その目的を抑制する、取締るという力がないのであります。現在のところ……従つてそういうものを哨戒艇で発見したときには機を逸せず機動隊に通知してその出動を待つて適切な措置を講ずるといふことにしたいのであります。この警備隊ができました初めて海上保安庁の任務を果し得ると考えておるのであります。今お尋ねの別個の目的では全然ないのであります。全く同一の目的を持つておるのであります。

○山縣勝見君 只今大臣の御説明を承わつたのであります。私の質問いたした点から少しずれておると思うので、この折角八千名近い保安官があるので、従つて只今の御説明によればむしろ保安官の内容とか、或いは保安官として六千数十名というものを増員して、そうしてそれに、或いは只今第二十五條によりますると、緊急の場合とあります。緊急の場合といふのはどういふ場合であるのか、なお只今の御説明だけでは保安官のほかに六千

数十名の新たな海上警備官というものを置く特別の理由について、もう少し御説明をお願いしたいと思います。なお又只今の御説明によれば、むしろ海上保安官を充実して、そして訓練においても常時その実務を通じて訓練せしめる、決して今申されたような緊急の場合においても、海上保安官の内容の充実によつて、その目的を達せられるのではなからうかと思つてあります。特に海上警備隊といふものを置く点について、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

等によりまして不法に攻撃されたようなときに、その保護のために出動するといふような場合もある、或いは又大規模な不法入国、密貿易の船団が領海に入つたようなときに、これを海上において捕獲してその上陸を抑止するといふようなために出動する場合とか、とにかく海上における人命、財産の保護又は治安の維持のために放つて置けないといふような事態が発生した場合に、直ちにこれを平靜に指図して、海上の秩序を回復するという必要があるような場合を示しておるのであります。

○山縣勝見君 まあ一応了承いたしましたことにいたします。次の質問に入ります。然らば保安官と警備官との職務の差異についてであります。現行法の第十四條第三項に保安官に關して職務の規定がありますが、さういふ重大な任務を持つておる海上警備隊については、總括的に警備隊の機能に關しては改正法に規定がござりまするけれども、現行法の第十四條第三項に海上保安官の職務に關しての規定がござりまする。同等の職務に關する規定がないのであります。第二十五條の十六に懲戒の規定がござりまするが、この懲戒の元になる職務の規定がないのはどういふわけでありませうか、その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 保安官と警備官との違いでございますが、海上保安官は司法警察権を持ちまして、普通の陸上の司法警察官と同じような役目を持つております。警備官におきましては、主として災害その他大規模の災害等に出動するために、個人的の關係よりも団体的の行動が主体となるわけ

であります。併しながら、これらの人々が海上におきまして船舶の臨検、立入り等がでなくては困るといふ意味におきまして、そういうことだけはできなくちゃならないという意味におきまして、その規定だけをしておる状態でありませう。

○山縣勝見君 警備官の機能と保安官の機能との差異については、大体私の了承いたしましたところ、即ち運輸大臣の御説明によつて了承するところでは二点あると思つてあります。一つは大体集團訓練によつて機動力を持つておるものである、なお又発動いたす場合は緊急の場合である、この二点が保安官と違ふのじやないかとさうに思つてあります。さういふに承りました。よろしいのでござりまするか。

○政府委員(柳沢米吉君) 大体お説の通りであります。

○山縣勝見君 然らば、その際緊急なりや否やの判断は誰がいたすのであるか、なお行動の命令は誰がいたすのであるか。

○政府委員(柳沢米吉君) その判断は保安庁長官がいたしますし、行動の命令は保安庁長官がいたします。

○山縣勝見君 今回の改正法第十一條第二項及び第三項の規定によつて、いわゆる大長と警備救難監のアドミニストレーションとオペレーションとの差を作つたようでありませうが、一応はそれは法文上は理論が通つておるようですが、実際の運営においては長官と救難監、さういふ先ほど申上げました緊急の場合発動する場合において、實際上長官は、その規定にありませう。職務は長官を助け庁務を調整することでありませうが、恐らくこれはいわ

ゆるアドミニストレーションだと思ひますが、実際の、例えば緊急の場合であるかどうかの判断、或いは實際に行動の命令をいたす場合において、どちらが實際の實力を持つて、実権を持つてその行動の発動を命ずるのであるか、いわゆる一応の形式的にはアドミニストレーションとオペレーションの區別はわかりませうが、實際重大なことが起つた場合は、大長と救難監の間の命令と言ひますか、さういふ間の調整はどういうふうになるのであるか。

○政府委員(柳沢米吉君) 海上警備隊におきましては、これは海上保安庁の附屬機関でござりまするもので、長官から直屬になつております。而して大長及び警備救難監といふのは、長官の補佐機関といふふうになつております。これが緊急であるかどうかという判断の状況及び船舶の配備状況その他のものにつきましては、警備救難監が或る程度よく知つておると思ひます。併しながら一面警備隊の配備その他の件につきましては警備隊の首脳部がよく知つておると思つてあります。これらに關しまして総合的な判断から、その緊急の事態に出るか出ないかといふことは長官みづから判断する、かように考えております。

○山縣勝見君 海上警備隊と保安官との關係におきましては、現段階においては非常に將來の國際情勢、或いはいろいろな点を考えまして、只今運輸大臣に今後の見通しについて御質問申し上げます。これは如何かと考えられるのであります。果して海上における人命及び財産の保全の事務は、今僅か六千数十名でありますけれども、海上警備

隊の持たされておる任務等との関係から見て、今後この海上警備隊というものは、例えは警察予備隊とか何とかというふうなものとの一連の本質的な関係を持つておるもの、そういうものが一体になつて、元来海上保安庁の設置された当初の、人命及び財産に関する海上保全、安全の面との調整、或いは今後そういうような面を分離して、そして適当に改革を考へるといふことも考へられるのでありますが、それに対してどういふふうな基本的な、運輸大臣はお考へになつておられますか。

○国務大臣(村上義一君) 前刻も申述べましたごとく、この両者は全然別なものではないのでありまして、相対つて初めて海上保安庁に課せられておる業務を果すという性質のものであるのであります。而して両者とも海上保安庁長官の指揮下にある次第であります。只今この海上警備隊というのは、警察予備隊に似たものじやないかというふうなお説であります、これは全然違ふものであるであります。むしろこの東京警備隊における予備隊でありますとか、或いは大阪警備隊の機動隊というものに相当するものであります。この平時のペトリールをする面と、そして緊急な必要が起つた場合に出勤するもの、相対り相対つて初めて海上保安庁の目的、任務を果すという性質のものであります。

○山縣勝見君 実際の場合において、何か重大な事態が発生した場合、勿論海上保安庁は一本であります、先ほど来の御説の通り、海上保安庁長官の命令によつて海上警備隊が動く、或いは場合によつては、海上保安隊が動くのであります、現実の事態の

認識はなか／＼微妙であつて、例えは現在国家警察と地方警察との関係を見ましても、実際の、具体的ことが起りました場合の問題があると思ひますが、さういふ、先ほど来の運輸大臣、或いは長官の御説明によれば、実際の運用においては、保安官の系統のほうの要請によつて、海上警備隊が動くとか、勿論命令系統は海上保安庁長官そのものが出すのでありますけれども、実際の運用は保安官系統の要請によつて、事態の重大性を認識して、命令は海上保安庁長官が出す。その間保安官と警備官とのいづゆるさういふものが別個に難れて、ときによつては所管争いをする、或いは所管忌避をする、さういふようなことが起らないようにいたすべきであると思ひますが、その点はどういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(村上義一君) 指揮命令が二途に出る虞れがあるとか、或いは必要性がびつたりと現実に来ない場合がありはしないかというふうな御質問であります、それは全然ないと思ひのであります。今日まで、先般の十勝沖の場合にでも、ペトリール船は手の下しうがなかつた。又昨年の台風の際におきまして、如何ともすることのできない。みず／＼人命及び財産を救助することができなかつたというふうな次第であります。これは勿論ペトリール船を、それらを科合して救助に参つたのであります、併しながらペトリール船といふものは、一杯々々平素行動をしておるものであります。それで編隊をして活動するということが、極めて乗務員も慣れていないのであります。自然救助の行動において甚

だ遺憾な点もあつた次第であります。この警備隊を設けまして、機動的に平時訓練をしておりまして、必要な際に初めて出勤するということによつて、大きな海難その他が惹起しました場合に、万全の措置を初めてとり得るのだと思ひのであります。さういふ必要上設けたいと思ひのであります。

○山縣勝見君 警備隊員の身分につきましては、この改正法案によつて、相対の條文を使つて、いづ／＼制約を加えておるのであります、一般公務員に比して相當の制約が加えられておるのであります。而も一方、海上警備隊といふものは職務の性質上、場合によつては身の危険を冒してその職務の遂行に當らなくちやいかんということも考へられるのであります。従つてその給與或いは援護等に対しては、特別の考慮が當然の改正法の中に規定されなくちやいかんと思つたのであります、或いはこれは別途に考慮されておるのかどうか。若しも考慮されておるならば、その内容の大綱等について承つておきたいのであります。

○政府委員(柳沢米吉君) お話の通り海上警備官に對します給與に關しましては、給與法を近く御審議願ひたいというふうな考へております。本日閣議決定になることと思ひますが、これによつて、特別職の海上警備官の給與ははつきりとして御審議願へると思ひます。この内容につきましては、大体国家公務員法の人々と同じような取扱を受けると思ひますが、その給與の内容といふものは、大体勤務態勢から考へまして、この勤務態勢は、時間その他によつて制限されますから、これらを常時勤務態勢であるというふうな観点を

加味しまして、基本給を計算して行く、この基本給に對しまして、若し船に乗る場合には、乗船手当というものをこれに加味する、なおその船が運航いたしました場合には、航海手当をなお更に加味するといふような形式にいたしまして、特別職の船員としての收入が適當であるように考へておるわけでありまして、なお災害その他につきましても、各種の規定を勘案しまして、その規定によつてきめるといふふうなやり方でありまして。

○山縣勝見君 警備隊員の公募に對しての予定は、どういふふうになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) 職員は公募でございますが、大体本法案が通りますれば、直ちに公募しないといふように考へております。その内容は、大体學校の出身によつて區別いたします、同時に海上の経歴をこれに加味いたしまして、これらによりまして、各階級の人々を採用したいといふふうな考へております。

○山縣勝見君 改正法の第二十五條の三十には、部内秩序の維持のため、即ち部内の秩序維持をなすために、部内の秩序維持の職務に従事する者は、司法警察職員として職務を行うことになつておるのであります、この点は曾つてありましたような憲兵制度みたいなものになるのであるかどうか、この運用は相當重大だと思ひますが、どういふような見解を持つておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) 全然昔とは違ひまして、刑事訴訟法の下におきまして、検事の下にありますが一つの司法権のみであります。

○山縣勝見君 改正法の第二十五條の

二十九は、第十六條の規定を警察官に準用いたしておるのであります。即ち海上保安官は必要ある場合には附近にある人及び船舶に對して協力を求めることができると思ひますが、從來この海上の場合の協力者に対する損害補償の規定が欠けておるのであります。なお又これに對しては一般の輿論は各方面ともかような場合においては相當の損害補償を國家においてなすべきだといふことがすでに澎湃といたしておるのであります、當然かような條項は改正法に盛りべきであつたと思ひますが、どういふふうになつておるか。

○政府委員(柳沢米吉君) この辺に申訳ないことではございしますが、協力者に對します措置の考へ方といふものに對しまして、我々のほうとしてもいろいろ考へておつたのでございしますが、近く單獨立法として議會のほうで御審議になるというふうなお話を聞いております。我々としてはその法案ができれば非常に結構だといふふうな考へております。

○山縣勝見君 仄聞すれば現在警察予備隊關係において國家警察當局において同様の趣旨のものを本國會に提案するたの準備中だと思ひのであります、が、先ほどの運輸大臣の御答弁の中には警察予備隊と海上警備隊とが本質的には違ふといふようなお話があつたからさういふ点から見ればさう見えても、これは大衆である國民から見ればさういふ緊急事態において受ける損害等は同じ性質のものでありますから、むしろこの警察予備隊又は海上警備隊等によつて人命或いは財産の受けた損害、何かそれに対する一本の法律を

考慮するということを国家において考へるべきものだと思いますが、その点如何ですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 協力者に対する補償は現在出ておりますのは、国家警察及び地方警察に對する協力の関係の法案が出ております。我々も海上保安庁としましては、海上保安官は司法警察官でございますから、これを一本で行つたほうがいいのではないかと、いふやうにも考へるのではありませんが、併し一面海上保安官は海上保安官として單獨法で行くほうがいいのじやないかという御議論がありまして、いづれにいたしましても所期の目的を達すればいいという考へ方であるわけですが。

○山縣勝見君 私はやはりこれは法制上の見地から見てもできるだけ一本で、ややつれば警察予備隊によつて受ける被害、或いは海上警備隊によつて受ける被害は、受けるほうは国民として同じである。而も法律如何によつて違ふといふことも或いは考へ得るのでありますが、できればセクショナリズムにならないで一本で政府として私は考へすべきだと思います。これは議論になりますからただ意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

最後に伺ひたいのは大体海上保安庁の業務の一部として所管事務の範囲内における海上警備隊といふことは一応運輸大臣の御答弁によつて承知いたしましたのでありますが、憂うところは第一この海上保安庁といふものの相当の重要な任務の一つといふものは海上における安全といふことであります。船舶を中心とする人命及び財産の安全といふことであります。例えば

航路標識とか、或いはいろ／＼な海上の安全といふことが相当

〔委員長代理山田佐一君退席、委員長斎藤〕

大きな義務であつて、或いは例へば船舶検査事務でありますとか、そういうようなことが相当国家経済から見ても重大なものであります。国際情勢等の点から見て海上保安庁の業務が海上警備隊の運営に相当重点を置かざるを得ないといふことになつた場合において、むしろ主たる業務とは申しませぬけれども相当重要な業務、海上における船舶の航行、その他人命財産の安全保護といふ点に對して相當の私は重要な関心を持たれることは今後の運営において必要な点だと思ひます。ややつれば輕視される嫌ひがあるのじやないか。そういう点を非常に憂うのであります。勿論、さういふやうなことに對しては運輸大臣或いは長官として遺憾なきを期するといふ御答弁をなさることと思ひますけれども、この点は今後の海上保安庁の運営によはど私は御注意を願ひたいと思ひます。それに對して特殊の特別な考へ、或いは承わつておくことがあれば承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 只今お示しの問題についてはもとより最善を盡したいと念願いたしておるのであります。元來海上保安庁の仕事は一方においては燈台、標識、水路等の即ち航海安全業務、それから他面において警備救難の業務、この二種類になつておることは御承知の通りであります。この警備救難の業務が現在極めて不完全であります。故に機動的な行動をとり得る警備隊を作るといふのが今回の本

旨であるのであります。勿論この平常と申しまするか、航路安全の、航海安全の業務につきましてこれをおろそかにするといふやうなことがあつては相成らない次第であります。十分に最善を盡して行きたいと思つております。

○山縣勝見君 大体基本的に承わりました。最後に運輸委員会といたしまして、この海上保安庁の一部を改正する法律案が只今申したやうなやうなことを中心に航行に関する安全、現在只今運輸大臣が指摘されました航路標識等も非常に不完全な、而も海上警備隊は軍に何らかの緊急事態といふやうな治安関係でなくして、船舶航行等の緊急の危険の件うきにおいても発動するといふやうなことであります。が、やはりこれは緊急の、治安を主とした場合に発動するものと私は考へるのであります。私はやはり非常に大事なこの海上の船舶航行の安全を中心にしたものに予算等においても相當重点的に考慮をして、さうして日本の近海における航海の安全に對しても相當考慮をしない、海上警備隊のほうに予算を使つて、現在非常な遺憾の点があります。航海の安全に對して遺憾のないやうにその点を一つ希望いたして質問を終ります。

○小酒井義男君 現行法の第一條におきましては範圍が明確に謳つてあるわけですが、改正案によりまして「海上において」といふやうに極めて抽象的な表現になつております。この「海上において」と言われておる範圍はどのくらいのものが範圍になつておるか、その点を先づ最初……

○政府委員(柳沢米吉君) 「海上において」と申しますると、大体公海を含むといふやうに考へております。

○小酒井義男君 次は大臣の説明によりますと大体目的は從來と同様である、さういふやうにおつしやつておるわけなんです。併し説明の中では編隊で訓練をするといふやうなこともあるといふやうにも言われておりますので、なぜ、それでは、從來のものでやり得ないやうなことが過去にあつたのか、或いは近い将来にさういふことが予想をせられるのか、予想をせられるとしたらそれはさういふ原因があつてさういふ予想がせられなければならぬいかといふやうな点について少し説明をして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 先刻來申述しましたごとく曾つての海難に際しましては如何ともし難い場合には現在の力では如何ともし難いことができなかったものであります。若しさういふ機動隊が隊として活動し得たならば、昨年の台風に際しましてはあま多敷の人数を救ふことはなかつたらうと思ひます。又先般の十勝沖の震災におきまして、あの津波に對しまして多数の船が海難に遭つておりましたが、これらもなお一層完全に救助できたろうと思ひます。又今までも密貿易等に対しまして、実は取逃がしておる場合が相當あるものであります。それらの点をなからしめたいといふ趣旨であるのであります。

○小酒井義男君 それでは、さうしますと大体この警備隊の裝備と言いますか、どういふやうなものが今これに必要だといふやうに政府はお考へになつておるかといふことと、さうしてその

際地域的にはどこどこにどういふものが置かれることになるかといふやうな点について具体的に一つ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 裝備というお話であります。恐らく船の裝備の問題だと存じますが、現在明確にまだなつておりませんが、今米國に船を貸與してさういふことを交渉中でありまして、内報としては承諾するだらうといふ内報も受けておりますが、まだ正式に確定はいたしておりませんので、しかと申上げることではできませんけれども、千五百トン級の船を十杯と、二百五十トン級の船を……三百トン未満といふ船を五十杯借りる交渉を今進めておるのであります。さうしてその裝備としましては、千五百トン級の船には極めて小口徑の大砲と二門くらい裝備する、その他レーダーでありますとか、必要な通信機を裝備することはもとより必要だと思つております。今までは海上保安庁の船がパトロールしておりました、密入国船、又は密貿易船とおぼしきものを発見しまして、停船信号をやりましたも、とにかく海上保安庁所屬の船よりもスピードの早い船を使つておりましたので、その命令に順着なしに逃げてしまつておるやうな場合がかなり多いのであります。さういふ場合に対処して、大砲で停船命令を発するといふことが必要であるのであります。停船命令をする大砲は極めて小口徑のもので事足りるのであります。さういふものを備へることを予期し、又米國から貸與してさういふことを期待しておる次第であります。

○小酒井義男君 相當の裝備を持つとも

のができることになると思うのです
が、申訳のように二十五條などを見ま
すと、これが軍隊の機能を営むことを
認めるものと解釈してはならない。」と
いうふうなふうになつてはおります
併しそうした砲を備えつけたものが相
当数あるということになると、やはり
旧海軍の規模の小さいものが復活する
と解釈できないことはないと思ふ。こ
れは政府のほうとしては武力、或いは
軍備の問題についてはいろいろ解釈が
ありますので、我々の考えとは違ふか
もわかりません。十九條ですが、十九
條にありますが、この「武器を携帯す
ることが出来る」というのが依然、現
行法にも改正の條文にも共にあります
が、この「武器」というのは、前の「武
器」という表現のものと同一内容のも
のかどうか。相違がありましたら違ふ
点を一つ御説明を願いたいと思ひま
す。

○政府委員(柳沢米吉君) 十九條の
「武器を携帯することが出来る」という
のは、新しいもの古いもの同じこと
であります。
○小酒井義男君 いろいろ伺つたので
すが、どうも伺つておると私は従来の
海上保安庁と殆んど性格が違つた、如
何にも海難救助というよりなもので、
もう少し違つたものに、改正法案が
通ると、海上保安庁というものが條文
の上では先刻大臣のお示しになつたよ
うに解釈できるが、實際から言つたと
うも違ふような気がするのですが、内
閣では一応このまま通して海上保安庁
の一部を改正するのだが、来るべき機
会には、いわゆる機動部隊というよう
な、こういう任務は擧げて、国防のた
めに、海上保安庁の従来の任務から区

別したような行政機構を作るのだとい
う意図があるのか、ないのか、又そう
いうふうな場合には運輸大臣は、これ
はやはり運輸大臣の御管轄下に実ほそ
うしたものは置くべきものだといふ固
い御信念であるかどうか、これを一つ
お伺ひしたい。

○國務大臣(村上義一君) 只今この海
上警備隊は国防の見地から作るのじや
ないかというふうな御質問の意味だと
拝承いたしました。これは全然そうい
う意味ではないのであります。(嘘を
言ふなと呼ぶ者あり)先刻来申し上げてお
りますように、自治警察、或いは警備
庁の機動隊、予備隊に相当するもので
あるのであります。運輸大臣の下にお
いて今日の海上保安庁、コースト・ガ
ードの仕事をやつて行く場合に、この程
度を以てやりたいと考えております。
ただパトロール船の力を補うというた
めに輕飛行機、或いはヘリコプターと
いつたものを十機ばかりあれば目的
を達するの非常に都合だと、こう
考へておるのであります。運輸大臣の
下においてコースト・ガードの任務を
果して行くという上におきましては、
この程度で大体いいんじゃないかと、
こう思つております。

○小泉秀吉君 先刻保安官とこの警備
隊との關係について、大臣の御見解を
伺つたのでありますが、何か私はびつ
たり合はれないので、もう少し重ねてお
伺ひしたいのであります。この八千人
からある保安官を先刻も山縣委員から
申されたのでありますが、八千人から
ある保安官を、それはそれにしておい
て、従来の職務と言いますか、そうい
うものに温存しておいて、別に編隊行動
をとる警備隊というふうな組織を作る

ということとは、これはこれだけの人間
が要するのだからさう心得よと言われ
ればそれまでであります。どうも人
物経済の上から言つて、保安官の仕事
と、編隊行動をする警備官の仕事とい
うのは、もう完全にオーバラップし
ている、従つてさういふものを予算の
豊富でもないような、又いろいろ意
味において人間の使用を経済的にする
というふうなことが絶えず内閣の機構
改革のたびに謳われているときに、何
かもう少し、運輸省の下に海上保安庁
を置いて、而も先刻来説明をされたよ
うな陣容というか、仕事をさせるのな
らば、もう少しそこに人間の配分と言
いますか、機構の作り方の上でこれを全
然別に対立して行くというふうな行き
方でなしに、保安官そのものの大部分
は海上に出動して、そしてパトロール
その他の仕事に携わつておるのである
し、警備隊というものは先刻のお話に
よると、平常は編隊で訓練をしておつ
て、イマージェンシーの場合には出て
行くのだ、そのイマージェンシーがそ
うたくさんあるわけじゃないのだから
うた、これは海軍と同様な仕事をするの
だということになると、御説明もやや
頭に入るのですけれども、運輸省所管
の海上保安庁が従来やつておつたこと
を完璧を期するということであれば、
私はどうも議論に亘るようですけれ
ども、保安官を何故もつと警備隊のは
うに投入して、そして組織をさうい
うふうにならないうのか、それができな
い以上は何かそこに、説明の奥に割切
れんものがあるやうな気がするのです
が、もう少し明快にお話が願へたらと
思ひますが、御質問申上げます。

○政府委員(柳沢米吉君) 何故警備隊
を、今までの保安官から離して警備隊
を作るかというやうな御質問だと思ひ
ます。大体今までの海上保安庁で一番
困つておりましたことは、先ほどから
申し上げました通り、大きな災害その他
が起りましたときに、パトロールを
しておきます船舶をそののほうに
振向けますと、その際にいろいろの
密入国その他の取締ができなくなると
いうやうな事態がしばしば起つたわけ
であります。その点を考慮しましてパ
トロールのほうは専念してパトロール
をやつて行く。丁度甚だ最近な例であ
りますが、交番のお巡りさんが常にパ
トロールをやつていられる、これは事件が
起きたときに、大きな事件のときに交
番のお巡りさんを全部集団的に持つて
行つてしまふと、その附近が相当治安
がむずかしくなるといふことも考えら
れるわけでありまして、甚だ最近な例で
恐れ入りますが、さういふやうな意味
からも平時パトロールをやりますのは
これが災害その他が起きたときに
出ますと……、これはやはり或る程度
分けたほうが経済的ではないかといふ
ふうな考へるわけでありまして、なお御
承知の通りに船舶の大ききから申しま
しても、或いは構造から申しまして千
五百トン以上の船というやうなもの
は、実は海上保安庁としては非常に欲
しかつた船であります。御説の通りに
海洋の真中におきまして難破船が起
きましたといふやうなときに、今までは
最高七百トンの船で行つたわけであり
ます。これらの船で参りまして船員は
非常に苦勞をしまして、漸くにして人
命を助けるという程度になつておつ
た。併しながらこれらの船舶を安全な
ところまで引張るといふやうなことは

できなかつたのです。そこで是非千五
百トン以上の船を欲しいといふやう
な念願は海上保安庁が持つと持つて来
た、若し幸ひにして今回さういふ船が
得られるならばこれらの船はさういふ
ことには是非使いたいと思つておるの
です。ところがこれらの船は御承知の
通りに常にパトロールその他を行は
るならば、運輸費が相当かかるのです。
さうかと云つてこの船は是非欲しい
船だ、これはできる限り常に使ひ
ものと區別いたしました。これらのもの
を役立つよう、常に緊急事態に役立つ
ように処理して行くほうがいいのでは
ないか、こうすると経済的でもあり、
一舉兩得の策ではないかと、かように
考へております。

○小泉秀吉君 どうも長官の御説明は
ピンとが合はないので意見の相違として
保留しまして一言私に希望を言われ
ば海上保安官は五百トン以下の船に乗
つて、そして従来の者は十分慣海性の
人ができると、御説明の通りならなる
わけでありまして、それから千五百トン
の船は運輸費がかかるから、大体緊
急においてさうしてイマージェンシー
のときに動くん、さうして見るとその
動かない船に乗つておる八千人ですか、
六千何百人、この人は成るほど海の上
に浮んでおる阿での訓練は非常に上達
するかも知らんけれども、その船が動
いて行くときになると、少ししけたら恐
らく船酔いか何かで役に立たんやうな
人間を造るやうにならなうせんか、例え
ば昇進の順序から言つても小さい船か
ら大きい船に乗るといふことに大体船
乗りは楽しみを持つておるのに、小さ
い船におる奴は幾ら優秀でも幾ら年数
がかかつても、それに乗つてお前さん

第三十一部 内閣・地方行政・運輸適合委員会會議録第一号 昭和二十七年四月一日【参議院】

の仕事をして置け、そして大きな船に乗つておるのは大体確泊しておるのだが、そこで一生懸命訓練なり大砲の打ち方なり習つておつて、いざという時分には出て行つて、船に酔つばいいながらその仕事をしろ、こういう訓練の仕方は一体そういう以外に行かないならともかく、わざ／＼こういう訓練の仕方をするというのはどうかと思ひます。それはまあ議論になりますからこの辺にしておきます。

私はそれで少しお伺いをしたいと思ふのですが、この飛行機をお使いになる、非常に結構なことであるか知れない。大きな船とそれから装備はアメリカから借りたというお話でわかりましたが、この飛行機はどういうふうにして入手しようというお考えか、一応伺いたい。

○政府委員(柳沢米吉君) この規定によりまして、でき得れば使いたいというふうにして考えておるわけでございまして、現在まだ得られるか得られないかという点については未定でござい

○小泉秀吉君 先刻アドミニストレーションとオペレーションというふうなお話で、この第何條ですか、伺つたのだけれども、どうもこれが現在の條文と新しい改正條文との関係がよくわからないのですが、これを長官に一つ、もう少し具体的に、これはどういうことを言うてゐるのか、お示し願ひたい。十一條ですね。

○政府委員(柳沢米吉君) 十一條は、今までのほうは「海上保安庁に次長一人及び警備救難監一人を置く。次長は、長官を助け、庁務(総務部の所掌事務を除く)を掌理する。警備救難監

は、長官を助け、船舶技術部及び警備救難部の所掌事務を統轄する。」というふうにおつて。これを御覧になればわかります通り、次長は長官を助けて庁務を掌理する、併し総務は見えないというふうになります。それで而も警備救難監が長官を助けて、船舶技術部及び警備救難部の所掌事務を統轄してゐるわけですね。然らば、次長というものは、船舶技術部、警備救難部の所掌事務をどうするかという点が疑問になるのだ、又次長は、総務部の所掌事務は見られないというふうになつておるわけでありまして、これですると、実際問題といたしまして、この立法の趣旨とい

たしましては、次長というものと総務部長、警備救難監、この三本建の思想のように見受けられるわけでありま

す。それを、それでは次長というものが実際に長官を助けて所掌事務を掌理することができない、従ひまして、今回は次長は長官を助けて庁務を調整するといふふうにしたわけであ

ります。これによつて次長は調整の役目を全般に亘つて行つていふふう

に考へられるわけでありまして、これは主としてアドミニストレーションと考へられるわけでございますが、警備救難監は、長官を助けて、海上保安庁の使用する船舶、航空機及び通信施設の整備計画及び運用に関する事務を調整する。これによりまして、これが実際の施設その他のオペレーションの事務を行つて、このように分れております。

○小泉秀吉君 それから、その次の海難審判理事所を設置するということがなつておりますが、従来の通りにする

必要があるとて従来と違つた行き方にするのか、又、このようにする

のか、人間は雇えるのか、減るのか、その辺一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 今まで理事官といふものは検査部に属しておつたわけでありまして、検査部におつたわけでありまして、御承知の通り、理事官といふものは、海難審判に関する限

り、これは多少影響がありますが、検査的の役目をいたしておるわけであり

ます。従ひまして、これらの人は、一人々々が責任を持つて事をなつておるわけでありまして、これがやはり検査的責任のあるものが独立して行くといふことのほうが万々スムーズに行く

のではないかと、考へ方によりまして、今までの検査部であります、検査部長は如何なる地位において理事官を指導して行くのか、この点に疑義がある

に従ひまして、今回審判理事所というものを設けて、この理事所において統轄して行くといふことになりま

す。その辺が明確になりますわけでございます。所掌事務がはつきりして来

るといふことになるわけでありまして、従ひまして、今回のような検査的なものをここに一括して、今までの不明確性を解消したといふ点でござい

ます。なおこれによりまして、人員その他の増員等はございせん。

○小泉秀吉君 それから、六千三百八十八人警備隊が雇ふといふことですが、これはいつ頃募集するののか、又その募集した人はどこへ收容するののか、どこへという意味は、場所ですね、建物な

り、何なり、時期と場所、お伺ひたい

します。

○政府委員(柳沢米吉君) 現在におきましては、大体本法案を決定して頂き

ますならば、直ちに募集にかかりまして、七月時分に約半数を入れたとい

うふうにお考へております。これらの人間の收容の場所でございますが、大

体現在におきましては、横須賀に相当收容できるのではないかと、いふふう

に考へております。そのほか收容すべき建物等を探しておるわけでありま

す。この探す方法といたしましては、大

体商港及び漁港等の機能を邪魔しない

ような個所で接岸できるというふう

に考へております。併しながら、新設

しますのには、非常に国費を費します

ので、でき得るならば、既設のもの

を商港と港を避けるといふことに相成

りますと、旧軍港といふようなことに

相成りますことになると思ひます

が、従ひまして、これらのところで、

而もその旧軍港等におきまして、い

づれの軍港におきまして、商港と換

その他の計画を持つておりますので、

これらとところと打合せて、十分

了解して、そういうところを邪魔しな

いようにやつて行かなくてはなりませ

んの、他の地区につきましては、現

在まだ交渉中でございます。

○小泉秀吉君 そうすると東京以外の

地区と了承していいのでございま

す。

○政府委員(柳沢米吉君) さうござ

いいます。

○小泉秀吉君 この警備官は、原則と

して一定の宿舎に居住して常時勤務

するといふことなんですけれども、大

体保安官も同様じゃないかと思ひ

ます。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

るのですが、そうすると普通の簡單な

海難であるとか、或いは密入国とか、

或いは密貿易とかいふものの取締は

警備

が、保安官はこれは違ひるのでござ

いますか。そういう点は……。

○政府委員(柳沢米吉君) この場合警

備官におきましては、一定の場所に居

住を命ずるわけでありまして、従ひま

して、その居住が或る場所に限定され

て、そこにおきまして、非常のとき

はいつでも出られる態勢にして置く、

これが警備官のほうの建前でありま

す。保安官のほうは、一般公務員で

ございまして、これらはいつでも出ら

れる態勢といふことは、時間外勤務と

いふ意味においていつでも出られる態

勢になつておるといふことで建前は違

つておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 この警備隊の部内の秩

序維持のために何と言ひますか、憲

兵みたいなものを置くようになつて

いますが、これは警備隊の部内の秩序

維持だけであつて、いわゆる警備隊以

外の者に対しては、丁度憲兵がいろ／

／＼やつたふうな活動は許されな

いことになつておりますか、どうい

うことになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通り

はかに対してはできないことになつて

おります。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

るのですが、そうすると普通の簡單な

海難であるとか、或いは密入国とか、

或いは密貿易とかいふものの取締は

警備

が、保安官はこれは違ひるのでござ

いますか。そういう点は……。

○政府委員(柳沢米吉君) この場合警

備官におきましては、一定の場所に居

住を命ずるわけでありまして、従ひま

して、その居住が或る場所に限定され

て、そこにおきまして、非常のとき

はいつでも出られる態勢にして置く、

これが警備官のほうの建前でありま

す。保安官のほうは、一般公務員で

ございまして、これらはいつでも出ら

れる態勢といふことは、時間外勤務と

いふ意味においていつでも出られる態

勢になつておるといふことで建前は違

つておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 この警備隊の部内の秩

序維持のために何と言ひますか、憲

兵みたいなものを置くようになつて

いますが、これは警備隊の部内の秩序

維持だけであつて、いわゆる警備隊以

外の者に対しては、丁度憲兵がいろ／

／＼やつたふうな活動は許されな

いことになつておりますか、どうい

うことになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通り

はかに対してはできないことになつて

おります。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

るのですが、そうすると普通の簡單な

海難であるとか、或いは密入国とか、

或いは密貿易とかいふものの取締は

警備

が、保安官はこれは違ひるのでござ

いますか。そういう点は……。

○政府委員(柳沢米吉君) この場合警

備官におきましては、一定の場所に居

住を命ずるわけでありまして、従ひま

して、その居住が或る場所に限定され

て、そこにおきまして、非常のとき

はいつでも出られる態勢にして置く、

これが警備官のほうの建前でありま

す。保安官のほうは、一般公務員で

ございまして、これらはいつでも出ら

れる態勢といふことは、時間外勤務と

いふ意味においていつでも出られる態

勢になつておるといふことで建前は違

つておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 この警備隊の部内の秩

序維持のために何と言ひますか、憲

兵みたいなものを置くようになつて

いますが、これは警備隊の部内の秩序

維持だけであつて、いわゆる警備隊以

外の者に対しては、丁度憲兵がいろ／

／＼やつたふうな活動は許されな

いことになつておりますか、どうい

うことになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通り

はかに対してはできないことになつて

おります。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

るのですが、そうすると普通の簡單な

海難であるとか、或いは密入国とか、

或いは密貿易とかいふものの取締は

警備

が、保安官はこれは違ひるのでござ

いますか。そういう点は……。

○政府委員(柳沢米吉君) この場合警

備官におきましては、一定の場所に居

住を命ずるわけでありまして、従ひま

して、その居住が或る場所に限定され

て、そこにおきまして、非常のとき

はいつでも出られる態勢にして置く、

これが警備官のほうの建前でありま

す。保安官のほうは、一般公務員で

ございまして、これらはいつでも出ら

れる態勢といふことは、時間外勤務と

いふ意味においていつでも出られる態

勢になつておるといふことで建前は違

つておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 この警備隊の部内の秩

序維持のために何と言ひますか、憲

兵みたいなものを置くようになつて

いますが、これは警備隊の部内の秩序

維持だけであつて、いわゆる警備隊以

外の者に対しては、丁度憲兵がいろ／

／＼やつたふうな活動は許されな

いことになつておりますか、どうい

うことになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通り

はかに対してはできないことになつて

おります。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

るのですが、そうすると普通の簡單な

海難であるとか、或いは密入国とか、

或いは密貿易とかいふものの取締は

警備

が、保安官はこれは違ひるのでござ

いますか。そういう点は……。

○政府委員(柳沢米吉君) この場合警

備官におきましては、一定の場所に居

住を命ずるわけでありまして、従ひま

して、その居住が或る場所に限定され

て、そこにおきまして、非常のとき

はいつでも出られる態勢にして置く、

これが警備官のほうの建前でありま

す。保安官のほうは、一般公務員で

ございまして、これらはいつでも出ら

れる態勢といふことは、時間外勤務と

いふ意味においていつでも出られる態

勢になつておるといふことで建前は違

つておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 この警備隊の部内の秩

序維持のために何と言ひますか、憲

兵みたいなものを置くようになつて

いますが、これは警備隊の部内の秩序

維持だけであつて、いわゆる警備隊以

外の者に対しては、丁度憲兵がいろ／

／＼やつたふうな活動は許されな

いことになつておりますか、どうい

うことになつておりますか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通り

はかに対してはできないことになつて

おります。

○高田寛君 すでにいろいろ御質疑

があつてだん／＼とかつて来たので

すが、まだ少し私よくわからない点

があるので、一つ、二つお伺ひたい

のですが、この警備救難部の仕事と、

海上警備隊の仕事の区分と、これについて

緊急の必要があれば海上保安庁長官

の命令によつて警備隊が出動するとい

ふに今までの御説明では私伺つてお

救難部の方でやつて、特に海上保安庁長官からの命令がなければ海上警備隊というものは手を拱いて待つておる、別に何も出動しない、こういうことなんです。もう一度この点をお伺いしたいのですが……

○政府委員(棚沢米吉君) 海上警備隊のほうは大きな災害、その他があつたときは出動するのでございます。ふだんにおきましては大体申ししますと、各船舶がお互いに一つの編隊行動その他訓練を常にやつておる、これらの訓練を行なつておきまして、そういう災害がありましてはすぐ出て行くというところで救助態勢がはつきりしておるというのであります。従ひまして出て行かない間はどうかしておるかというお話でございますが、大体訓練を主体にしております。

○高田寛君 そうしますと、災害があつた場合には警備隊としてはすぐ飛び出して行く、それから又密入国とかそういうものがあつた場合は、これは特に海上保安庁長官のほうからの指示がなければ別に出行かない。特に緊急な必要がありと海上保安庁長官が認めて出動命令して初めて出て行く、こういうことなんですか。

○政府委員(棚沢米吉君) 大体お説のようでございます。併しこの海上警備隊というものの出動は相当多あるのじやないか、例えば災害と申しまして、これは台風その他相当ございまして、これは回数に或る程度あるというふうな考へております。

○高田寛君 まあこの法律には警備救難部と、それから海上警備隊との仕事の分界、或いは業務の調整というふうなことはこの法律案の中にはないよう

ですが、こういう場合にはただ海上保安庁長官の判断によつて出動命令を下す、こういうふうな先ほどのからい、あるいは質疑や伺われるのですが、実際問題としていさしこの法律の中、この警備救難部と、それから海上警備隊との仕事の分界とかいうことを規定しておくことが適当じやないか。これは直接あなたが海上保安庁の長官として仕事をやるにつけて、このままの法律でちつとも心配ないと思ひを以て言われるかどうか、その辺のところを伺いたい。

○政府委員(棚沢米吉君) 船舶その他調整につきましては警備救難部でこれを行なつております。調整機関は一つありますけれども、十分行えるのではないかと考へております。

○高田寛君 それから海上警備隊の総監部や地方監部の内容は運輸省令で定められるということになつてゐるのですが、この地方監部というふうなもの、大体の輪郭、どんな地方に置くというか、その辺の計画について一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(棚沢米吉君) この件につきましては先ほどちよつと申し上げたのでございますが、大体繰返して申し上げますと商港漁港等の作業を邪魔しないような個所ということをもツトし、又第二に新設するには国費がかかりますので、新設を避けるという意味で考へて見ますと、現在のところどうして旧軍港のところで着着くじやないかと思ひます。ところが旧軍港自体が商港転換の計画を持っておりますので、我々が思つてゐるようなところは邪魔になるのでございまして、なかなか得られない。併しながらこれは我々

のほうは、窮屈でも既設の施設を使いたいというので、各地方と折衝中でございします。現在きまつておりますのは大体横須賀におきましては、現在我々が持つておきます基地をそのまま使えば何と行けるのではないかと考へておられます。他の地区につきましては佐世保、舞鶴、大湊等を対象にして考へておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 二、三追加して……海上保安大学と言ひますか、あそこは警備隊との関係はどうなるのですか。

○政府委員(棚沢米吉君) 大体海上保安大学も海上警備隊、保安庁の目的と同一でございします。これらに対する幹部養成としては海上保安大学の卒業生もそちらのほうへ行くという恰好になるかと思ひます。

○小泉秀吉君 そうしますと海上保安大学で養成するというか、学習された人は保安官にもなり、警備隊の隊員と言ひますか、警備官と言ひますか、それにもなる、そういうふうな教育方針で行かうというのでございしますか。

○政府委員(棚沢米吉君) 海上保安庁の目的或いは精神というものを大学でやつてゐるわけでありまして。卒業したものはその精神に基いた各般の部署につける、水路に行くものもあるし、燈台に行くものもあるし、警備救難部に行くものもあるし、海上警備隊のほうへ行くものもある。かように考へておるわけでありまして。

○小泉秀吉君 そうするとくどいようだが、先刻一番冒頭に私が申しました海上保安官というものと警備隊に勤務する人との入替えと言ひますか、交代と言ひますか、そういうふうなことを全然別にして行くということは、非常

にオークワードのように思ふのだが、どうしてもやはり別にしなさいといけませんか。

○政府委員(棚沢米吉君) 勤務状態その他が違ひますし、年齢制限その他の條件がございしますので、身分関係から言ひまして特別職というふうな相成つてゐるわけでございます。併しながら一般職と特別職との俸給というふうなことも考へられるわけでありまして。

○小泉秀吉君 大臣にちよつとお伺ひしたいのですけれども、先刻のお話だと天災、地震にしろ、台風にしろ、そういう時分に警備隊が大いに活躍するということとは誠に結構だと思ふのだけれども、相当大きな船が海上で遭難をしたというふうなときには、自然それの救援、救護というふうなことを従来からやつておられたようだが、今度警備隊ができると、従来の或る例なんかによると、保安隊の船では余りに小さくて、折角そういう船を助けようと思つても力が足らぬというふうなことを聞きましたのですが、千五百トンもあるような船が適當なところに碇泊してゐるというふうなことから、そういうようなものをも出動させて行けば非常に都合がよいと思ふのだが、そういう船を出動させるというふうな命令系統はどういうところから出て行くのか。

つまり商船が遭難したような場合にそれを助けに行くとか、或いは曳船をしようというふうなことも将来当然起ると思ふのです。そういうときに現在持つてゐるような小さな船では馬力も足らないし、それから人員の点でも、不便があるというふうなことが起り得ると思ふのですが、そういうときに警備隊自身の持つてゐる千五百トンも

あるようなバワフルな船があれば、そういうふうなものも当然使つたほうがよいと思ひます、使われ得ると思ふのだが、そういうものを使うときのつまり出動命令と言ひますか、発動するだめの判断並びに命令というふうなものは、誰がどこでするのかということをお聞かせ下さい。

○閣議大臣(村上義一君) お示しの通りそういう場合に非常に役立つと思ふのでありまして、今までの現在の小さいボートでは役立たない。そのために救助の完璧を期し得なかつたというふうな場合も、今後は千五百トン級の船によつて完全な救助ができ、又迅速にできると考へております。それらの出動命令を出すのは、先刻申ししておりますごとく保安庁長官が指揮をする、命令を出すということに相成ります。

○小泉秀吉君 最後に一つお伺ひするといふが、御注意するといふのか知らんが、この間私は北海道の震災で参議院からの慰問団に加つた一人として、歸りに函館で地方新聞を偶然見ましたが、あそこ海上保安庁の、何というか役所の名前は知らんが、保管してゐる船が、小さなトン数でしたけれども、新造以来殆んど動かぬで修繕ばかりしてゐるというふうなことが出ておつたので、一通行つて船を見てもらおうと思つたら、雪が降つておつて私少し工合が悪かつたので、到頭やめてしまつたのですが、どうせああいうことはあなたがたのほうにも通報があると思ふのですが、一体そういう動けないような船を相当金をかけて造るといふことはこれからなかつたと思ふのですが、あの函館のああいう新聞の記事

は本当なのかどうか、ついでにお伺いしておきたい。

○政府委員(柳沢米吉君) 函館でそういう記事が出たというお話でございませうが、実際に海上保安庁の新造船は非常によくできております。できた以後修理ばかりして出ないというようなことはないはずと心得ております。ただ実情を申し上げますと、稚内その他にありますが船舶は相当に耐寒施設がまだ足りないところもある、従つて船内におきましての温度が非常に下りますために、職員が非常に苦勞してゐる、そのために職務の能率が下がるのじやないかと、或いは病人が出るというやうなことがあります。これらにつきましては早速手配いたしましたし、暖房を一層強化いたしました、大体十度見当まで室内の温度を上げ得ることに成功いたしましたわけでありませう。今お話のやうなでき上つてドックにばかり入つておるといふのは、私まだ報告を受けておりません。ただ木造船で非常に古い船、これらがややもすれば出掛けますと故障が起きたりなんかするといふやうなことは相当ありましたが、新造船につきましてはまだそういうことは聞いておりません。

○国務大臣(村上義一君) ちよつと今の御質問に對しまして一言附加えてお聞き取りを願つておきたいと思ひます。過日の十勝沖のあの震災に對しましてその直後に北海道長官の代理としてわざわざ札幌に見えたのでありますが、その際に特に海上保安庁の船が非常な活躍をしてくれたといふこと、それから国鉄の人たちが非常に活動してきて、早く復旧をしたといふこの二点を特に挙げて挨拶をされたのであ

りまして、それで今お話のやうなことも、船によつてはあるかも知れませんが、大体としてはかなり活動をしていゝと私は考へておるのであります。なお全般的のことをいふながら御報告を兼ねて申述べて御理解を得ておきたいと思ふのですが、二十六年の一月から十一月まで、つまり十一カ月の間は統計でありませうが、海難救助は七百九十八隻に及んでおります。さうして人命救助が六千五百七十七名であります。なおついでに申し上げますが、不法入国が四百六十件、その人員は千二百四十八人、密貿易が百八十八件、関係者の人員が四百四十六名、それから密漁業が二千九十一件、人員が二千六百二十七名であります。その他いろいろが六千七百六十六件、人員が六千九百六十二人、この件数のうちには只今申しましたやうな各項目の未遂の分が多分にあるので、つまり未遂と言ひますか、取逃がしたといふ部分が多分にあるのであります。その他水雷の発見、掃海といつたやうな件数も含まれております。それから人員のほうは多分に推定が含まれております。とにかく現在でも相當の活動をしてゐるのですが、その他が六千七百六十六件に及んでゐるといふことは、これはなお非常な欠陥が同時にあるといふことをも語つておると思ふのです。つまり手薄だといふことを物語つておると思ふのであります。

○小泉秀吉君 今村上大臣の仰せになつたやうに、私も釧路で海上保安官にわざわざ来てもらつて、そのときの活動状況を聞いて、大いにその活躍ぶり、特に無線電信のごときが非常に役に立つて、そのために補給員も通信機関が全滅してしまつたときに海上保安庁の船が無縁を活動させてやつたので、それで手早く仕事が進んだといふやうなことを聞いて、その辺は大いに私も皆と一緒に称讃したわけでありませうが、これはこの機会に御報告を申し上げます。それから柳沢長官のお話はお話として私も一応承つておきますが、大体函館の十八日から二十日頃までの新聞記事でありますから、一応実情をお調べになつて見て、仰せのやうに新聞の記事が何かの誤報であればお互いに結構であります。不幸にして新聞の記事が本當であつたならば、やはり長官としてはそれほどまでに小さいところにお見通しがないかも知らんが、一応実情を調べて、次の機会でもいいからばつくりしたことをお話したいと思ふのです。私はほかの機会にもあの小さい船といふのはもう海に出て見たらデッキがしよつちゅうろくすば救済もないに波打つて殆んど航海ができなかつたやうな船がよくあるといふ話を、これは専門家からも聞きまして、それが、それは実際は知らんけれども、函館のやつは新聞にはつきり書いてありますからそれをお調べ願ひたい。

○政府委員(柳沢米吉君) 今のお話は早速調べて御報告いたします。

○山縣勝見君 一点だけ、先ほど来の各委員に對する御答弁に關連して、先ほど一応承つたつもりでありましたが、一点だけ念のために聞いておきたいと思ふのですが、海上保安庁の命令系統は、長官あり、さうしてアドミニストレーションの長として次長があり、オペレーションの長として警備数難監がある、さうして了解してよろしうございませうか。

○政府委員(柳沢米吉君) 今の警備数難監は長官の補助でございます。長官を補助するわけでございます。命令権をいたしましては長官が持つといふこととであります。

○山縣勝見君 いや、私の承るものはさういふ意味においては次長もやはり要するに補助の機関であるのですが、命令権は勿論長官が持つことは承知しておりますが、補助機関として、長官の持つてゐる命令権を補助するものとしてアドミニストレーションには次長があり、オペレーションの關係で警備数難監があるのかといふ質問であります。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通りであります。

○山縣勝見君 それでは第五條において今回一部を殖やして六部を七部にしまして、その中に警備数難監といふのがありますが、この第五條において、この七部の担当はどういふふうになりますか。警備数難監の部長が勿論あると思ひますが、警備数難監の部長に對して長官補佐するものは次長にあらざるに警備数難監と了承してよろしうございませうか。

○政府委員(柳沢米吉君) 大体次長は全般的に長官を補佐するのであります。各部の所掌事務を全部について補佐します。普通考えられます次長と同様でございます。ただ海上保安庁は現業官庁でございますから、各部に船舶その他がございます、これらがどういふ行動をとつて、どういふふうによつて行くかといふことを毎日につきり把握してなくちやいけません、で航空機も持てばさういふことに相成ると思ひますが、各部、水路、燈台その他いろいろ

救難その他につきましても、船舶の行動は常に把握してゐる必要がありませう。これらに對してこれをどういふふうにかかすかといふことは現在の状況を把握してそれによつて行く、これをオペレーションと称したのであります。これらのものに關しましては警備数難監が長官を補佐する、さういふこととであります。

○山縣勝見君 それでは具体的にお聞きしますが、何か事態が起つた場合において、その事態に對して船舶を發動して、さうしてその運用を命ずることについての長官の命令の發動は次長がするのではなくして、警備数難監がすると思つてよろしうございませうか。

○政府委員(柳沢米吉君) 發動はどきまでも長官が命ずるのであります。

○山縣勝見君 その点は了承しておりますが、長官が命令を發動するに對して、その判断を補佐するものは次長にあらざるに警備数難監と了承してよろしいか、その点を聞いてゐるのです。

○政府委員(柳沢米吉君) 船自体の状況、船だけのことを申しますれば、船をどういふふうにするかといふことについての補佐は警備数難監がいたします。

○山縣勝見君 然らばここに新たに改正法案の第二章に、第五條と同じやうな書き方で新たに「海上保安庁に、海上警備隊を置く」とあります。普通の我々の常識的な法令解釈から言ひますと、多少の規模といふものは違つてもこれは七部と同じやうな地位で海上警備隊を置く……。それから改正法の第二十五條の十に「海上警備官の階級は、別表第二の通りとする。別表の第二には一番最初に海上警備監といふのがあ

る。

監はいわゆる官吏の官ではない、監督の監である、そうすると、この実際の発動の場合において、緊急事態の認識、或いは船舶のオペレーションに關してこの警備救難監と、海上警備監との権限の差異、或いはその間において実際の発動の場合、長官を補佐するのはいづれが優先するのだろうか。

○政府委員(柳沢米吉君) 御承知の通り、海上警備隊の最高権限は海上警備監が長官の命を受けて、指揮権を持つておる。警備救難監は各部、各附屬機關の調整事務を取扱い、調整して長官を補佐して行く。命令系統から申しますと、長官から救難部長、長官から警備隊の最高指揮者ということになるわけでありまして、で、警備救難監はその間にあつて全面的なオペレーションを把握して、これによつて長官の判断を助ける、かように考へております。

○山縣勝見君 然らば海上警備隊の発動する場合において、長官は発動を判断する場合においては、一応警備救難監の判断的な補佐を受けて、そして長官が命令を海上警備隊の誰にするのでありますか。

○政府委員(柳沢米吉君) 海上警備隊の總監部の長ということになつております。

○山縣勝見君 總監部は二つあるようですが、そのいづれに、地域的に分けてやるか。

○政府委員(柳沢米吉君) 總監部は中央に一カ所だけあります。地方監部は先ほど申しました通り東京以外の所に二、三カ所設けてあります。

○山縣勝見君 地方において、地方監部の管轄において起つた場合は、中央

のいわゆる機関はどういうふうな關係になるのですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 現在におきましても大体無縁を持つて各地域各個所の船舶の動向というものは中央において把握しておるわけでございます。で、これらの船舶が海難が起きましたときの出動というものは、その管区にありましますときには近い場合には管区本部長の出動命令で出ますが、やや沖になりました場合には中央の命令でこの管区の出動のわけであります。

○山縣勝見君 この点、今後海上警備隊の命令系統というものは非常に重大だと思ふのでありますが、この点は一応法理上、或いは法制上の構成については御答弁の通りだと思ふますが、然らば実際の発動の場合において海上警備隊が長官が命令を発動する際には必ず閣下と承して承してよろしいのですか。例へば更に附言すると、次長は全体の調整の点において、警備救難監はいわゆるオペレーションの点においていたして、そして各地方、或いは中央の管区のいわゆる申請というのか、そういう報告によつてやる、であるから海上警備隊の船艦の部長等が長官の命によつて次長又は警備救難監の判断を無視して、或いは閣下なくして発動するということはないかどうか。

○政府委員(柳沢米吉君) 法的にはいろいろ疑問があると思ひますが、實際問題として、長官を補佐する次長と警備救難監の進言によつて行つても、というふうには考へます。

○山縣勝見君 それは今形式の御答弁を受けたのでありますが、この点非常に重大なので重ねてこの点に対して將來

來の運用上よほど慎重にせられんことをお願い申し上げておきます。

○委員(河井彌八君) 山縣委員長に伺ひますが、運輸委員諸君の御質疑はこれで終了して……、ありませんか。

○山縣勝見君 大体一応時間も相当超過いたしましたから、一応この程度で、又何か重大なことが出ましたら又委員長まで申し上げます。

○委員(河井彌八君) それでは次に地方行政委員の諸君から御質疑をお願いいたします。

○岡本愛結君 時間が大分たつておりますが、委員長からお許しが出ましたから数点伺ひたいと思つております。先ほどから運輸委員のかたがたが御質問なさいます、長官からお答へがございましたが、地方行政委員会におきましては、長官並びに大樞國務大臣からこのたびの海上保安庁の増員につきまして、一通りの話は聞いております。そこで村上運輸大臣が、いづれこの海上保安庁から分れて行くべき、いわゆる警備隊関係、それを一応この海上保安庁の中に收容されて、その法規的、つまり規定の仕方、説明の仕方について随分御苦心なさつていらつしやる只今の御答弁を拜聴しまして、先ず非常にお氣の毒に思ふ次第であります。そこで、まあ、將來分れて行くべきもの、その質問は今日はいたしません。一応顔面通りこの海上保安庁の増員として、又改正として受取つておきます、それで質問いたしたいと思ひます。先ず第一條につきまして、先ほど御説明がございましたが、この第一條の規定によつて、従来の海上保安庁の目的と申しますか、それよりも大分広くなつたと、こういうふう

に見えるのでありますが、果してそうでありますか、それをお伺ひします。

○政府委員(柳沢米吉君) 従来は「日本國の沿岸水域」といふふうになつておりましたので、非常に漠然としておりました、この解釈がいろいろまちまちだつたのです。併し今回これを「海上」といふふうにいたしましたれば明確になるという点で改正いたしましたのですが、従来の解釈におきましては、沿岸水域という意味がさういふふうにも解釈されておつたわけでございます。併しこれでは余りに不明確であるという点で改正いたしました。

○岡本愛結君 二点あると思ひます。それは只今御説明の沿岸のみならず公海までも今度は出て行けるというふうになつておると思ふのであります。即ちマツカーサー・ラインの近くまで出て行つて、そうして我が國の漁民がその線内において漁業をいたしておりますときに、不法の逮捕とか何かではかもののがやつて來ましたときにそれを防遏するといふような任務をこれに加えたといふふうな思ふのであります。それからもう一つは従来の第一條は「海上の安全を確保し」とあつたのですが、今度はただぼんやり「人命及び財産を保護し」といふふうになり、第一條では書いてあるのです。これが大分広くなつたのじやないかと思ふのですが、果してさうでありますか、お伺ひします。

○政府委員(柳沢米吉君) この点につきましては、海上の安全を確保し」といふことは一体何であるかという議論が相当ありまして、この点につきましても不明確であつた。併し、これを「人

命及び財産を保護し」といふふうに見えしめるならば、その目的が相當明確になるという意味で、こういうふうに変更したわけでございます。

○岡本愛結君 私は却つて不明確になつてゐるのだと思ふのです。「人命及び財産を保護し」といふことは広くも狭くもとれるのであります。「海上の安全を確保し」といふことのほうがむしろ狭いように思ふのであります。そこでまあ第一條はそれだけ改正をされたのであります、第二條のこの所掌事項は同じであります、第四條に参りますとこれは船舶の問題であります、が「密貿易を防止し」とあります。ところが「海上における治安を維持し」と、こゝろに「海上」に變更しておられるのであります。これも「密貿易を防止し」といふのがよほど目的が大きい、そういうふうな思ふのですが、そういう御意図はあるかないか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 御指摘の第四條の「密貿易を防止し」といふ点を「治安」といふふうに変更したのは密貿易、密入国その他の問題があらまので、やや拡張したのであります。

○岡本愛結君 確かにこれは拡張してゐると思ふのであります。それはやがてこの第二章の規定に關連して参ります。で今度は第二章の第二十五條の二の二項に海上警備隊の任務が書いてあります。海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護、これは先ほどあつたのであります。第一條に規定してゐる。「又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、こゝろに書いてあります。即ちこの警

おかしいのでありますが、海上保安庁は運輸省の外局であり、又その海上保安庁のうちの外局と言いますか、そういうものが海上警備隊だと、こういうふうな解釈されるのであります。そこで命令系統は、先ほど御説明のあつたように、非常にややこしいことになつておりますが、長官から直接この海上警備隊に……海上警備隊と言いますか、総監部の長ですね、それに続いておるのであると思ひます。それで間違ひありませんか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通りであります。

○岡本愛祐君 そういたしますと、今パトロールしておつて、この警備隊難部の中の保安隊が少し大きい手ごわい密入国を見つけた、それですぐ来てくれというので、この警備隊のほうに連絡をする、そのうちに逃げられたり、陸に上られたりしてしまふというやうなことが起つて、手遅れになるやうな懸念は多分ありませんか。

○政府委員(柳沢米吉君) 先ほど申し上げました通り、海上保安庁は現在におきましても、無線通信によりまして刻々にその情報をつつて指令を下してあります。従ひまして、これらの配船状況、その他を長官を補佐する警備隊難部というところでよく熟知してあります。時を移さず救難するためその間の調整を図りまして、長官から命令を出しますというところは即座にできるというふうな考へております。

○岡本愛祐君 先ほど村上運輸大臣から数字を挙げて海難救助の状況とか、密入国取締、その他について御説明がありました。密入国、密輸入の關係で、従来地方行政委員会が調査を行な

つた關係から申しますと、殆んどこれがうまくつかまるのは四分の一ぐらいじゃないかと思ふ。四分の三ぐらいは逃げたり、又うまく目的を達したりしておるという状況ではないかと思ふのであります。そういたしまして、今度その第一線の警備隊難部のほうを増員、充実するのでなくして、予備隊的に、予備隊と言ふと語弊があるかも知れませんが、とにかく予備として警備隊というものをたくさん金を出して置いておくというところは非常な不経済なことになる、又そういうふうな漏れの多い従来の密出入国取締のプラスにならないように思ふのですが、その点どうでしょう。

○政府委員(柳沢米吉君) 只今の御指摘の点は、パトロールをしておる船が少いのでないかというお話だつたと思ひますが、今まで大体海難が各所が起りますと、少し遠くのほうに海難が起りますと、先ほど申し上げました通り七百トン以下の船が相当にこれに掛けて行きます、その間は殆んど沿岸のパトロールということができます。今度又合風その他が起きましたときにおきましても、巡視船その他は、その方面の救助に力が一ぱいであるというところで隙が相当である。今後こういうふうな海上警備隊のやうな組織をつつて頂きますれば、今までよりはパトロールに専念して行けるということになりまして、警備が相当うまく行くんじゃないかというふうな考へられるわけであり

ます。

○岡本愛祐君 従来、これは少し悪口が過ぎるかも知れませんが、警察方面で申しておりますことは、密入国、密

輸入と申しますか、その取締は海上保安庁は当てにならん、だからもう仕方がないから陸に上つて来たところをつかまえるより仕方がないのだというところで監視隊を密に立てまして、そうしてやつておる。併しそれでも入り込めると、この警察と海上保安庁との連絡というところは必ずしも従来うまく行つていないように私も思ふのであります。それでそういうふうな充実をされる機会にうまく警察方面と連絡するのにはどうしたらいいか、どういふふうにお考へになつておるか、その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 今までも自治警備隊は国警という方面と相當の連絡をとつて参りましたが、お話の通り海上におきまして或る程度網の目を潜つて入る。これが又陸上に上りましてもその網の目を又潜るというやうな事態は誠に遺憾のことでありますが、實際問題として起つておると思ひます。これに對しまして、我々のほうとしましては検査所その他を中心になりまして、各地区に分れて、お互いに連絡の機会を定期的にに行ひまして、これによつて連絡を圖つておるわけであり。併しながら御指摘のやうにその連絡は必ずしも万全と申すわけには行かないと思ふのであります。今後なおよく注意してその任務をやつて行きたいと思つておるのであります。が、實際問題として、海上保安庁の船舶の責務というものは各種多様に亘つておりますが、これは密貿易、密入国及び密漁、その他不法出入国等の問題を全般に亘つてやつておるわけ

でございます。實際それらの点をパトロールによつて常にあらゆるものに對して経済的に動かすために一つの官庁をやつておるわけですが、これらの船舶が又一方海難その他のために遠くのほうへ出されるということがあらためて非常な欠陥があつた。これら欠陥を是正して、そういうことのないやうにできるだけやつて行くということがあるならば、御指摘の点は相當うまく行くのではないかと自信を持つておるわけであり。

○岡本愛祐君 従来自治体警察のほうはその自治体警察に属する領海と言いますか、水面のほうも警備は船を持つたりなんかしまして海上保安庁のほうと協力しておるやうであります。ところが国家地方警察のほうには連合軍の指令によつて海上の警備ができない。一に海上保安庁のほうにこれが寄つて行つておつた。ところが海上保安庁のほうでは船が数限りがあるから、手が居かないというところが多分にあつたわけ。あなたがたの御経験として国家地方警察のほうにも自分の属する海面に對してあなたがたの補助的によつて船を持させる必要がありとお考へになつておるかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 船舶につきましては、御承知の通り、先ほど申し上げました通り、一つの船を以て救難の目的を以て海上の法規の勵行を行なつておるわけであり。これを例へば農林省におきまして密漁の取締に船舶を持つて、それだけの目的で以て密漁の取締を全面的に行うということに不法出入国の目的のみを以て船舶を

持つということにいたし、又税関は密貿易に關してこれが取締に船舶を全部持つというにいたし、又國警におきまして司法権發動の海上の取締のために船舶を持つというふうな、各種の船舶を各方面の独自の目的を以てこれを作つて行くということにいたしますと、これは非常に大きな経費を要すると同時に、一つの船舶が密貿易取締に出まして、密漁の取締ができないというやうなことに相成りまして、海上の行動というところが相當に不経済に相成るのではないかと思ふのであります。従ひまして、根本的に申し上げますと、海上における船舶というものは各種の目的を以て総合されて出て行くというところが最も経済的であるというふうな考へられるわけであり。この意味におきまして、お尋ねのやうな國警が船舶を持つということとは、相當に理論的には不経済ではないかというふうな考へられるわけであり。なお現に我々のほうと國警のほうとよく打合せまして、對馬方面その他には相當の船舶を配備して有効に使つております。なおこういう点につきましては、理論はその通りでございますが、なお特殊事情があれば別の話というふうな考へております。

○岡本愛祐君 最後に伺ふのですが、この海上保安庁法の一部改正によりまして、海上警備隊というものができまして、それが海上保安庁の長官が管轄しておるといふときには、保安隊のほうと警備隊のほうと連絡が割合にうまくとりやすいと思ふのです。ところが、将来これが警備隊のほうが分かれ去りまして、別の機構に入つて行くということになりますと、現在警察と海上保

安庁と連絡がとりにくいごとくに、海上保安庁と分かれ去つて行つた警備隊

のほうと連絡が非常に悪くなり、はしな
いかというのを恐れるのであります。
私は少くとも警備救難部は警備隊
と一諸に新たにできるのであるう保安機
構の中に入つて行くべきじゃないか、

こういふふうに通うのですが、その点について運輸大臣並びに長官はどういうふうにお考えになつておるか、その点を伺つておきたい。分かれ去つて行つたあとで、警備救難部と警備隊が連絡が非常に悪くなりはないか。現在は、この改正では長官の下に同じくあるものでありますから、比較的連絡がとりやすい。併し別々の機構になつたと

きには非常に工合が悪くなるのじやないか、それが現在の警察と海上保安隊とに現われておる。こういうふうに思うのですが、その点について御意見を伺つておきたい。

○国務大臣(村上義一君) 今海上保安庁長官の下に、警備救難部と云うして新設せんとする警備隊というものが、アソダー・ワンハンドに設置されるというところであれば、両者は唇齒輔車の関係なことであれば、

係で、お互いに短を補つて行くという結果を得られると信じておるのであります。併し、お示しを実は或いは誤解したかも知れませんが、若し他の官庁にこれに移す、海上保安庁以外の官庁にこれが

りそういうものを新たに設けなくちや
ならんと私は思います。

○政府委員(柳沢米吉君) 将来の問題につきまして我々はまだここで発言するだけの責任とあれがないかも知れませんから、勘弁して頂きたいと思ひます。

○石川清一君　海上警備隊は四年の海上保安庁の経過から見た必然的な形として生れたように承わつていました。この六千三十八人の増員と、千五百トン級の十隻の船と二百五十トン級五十隻の船とは、どういう関係になつていきますか。どういう基礎の上に立つてこの数字が生れたのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(柳沢米吉君) 御質問の趣旨を或いはとり違へたかも知れませんが、海上保安庁といたしましては先ほど申上げました通り、大体千五百トン級の船があれば海難救助その他に

欲しいというふうに考へておるわけ
でございます。従いましてそういう船を
でき得ればこちらでこしらえられれば
こしらえて頂きたい、借りられれば貸
して頂いてもいいというふうに考へて

おります。そこで海上保安庁は、先ほど申しました通り、今までも相当にすばど船舶が不備である、併し来年度において六、七十隻の船があれば相当に各種の業務を行うのに万全を期し得られ

るのではないかと、いうふうに考えておられます。従いましてそういうものが、来年度得られれば非常に結構だということとで交渉いたしましたところ、大体得られるということで、我々の要求が通

ころでは必要と感ぜない。又必要ないと、こゝろいうように受取つてよろしい

○政府委員(柳沢米吉君) 現在のところ海上保安庁といたしましては千五百トン級の船が十隻ということがあれば、それより大きい船をそう要望する

ものではございません。必要はないと
現在考えております。

○石川清一君 先ほどの答弁では、ア
メリカから借りるように承りました
が、向うさんからこれ以上の船を貸し
てやると言われたときに、必要はない
と辞退をするのですが、そのときには又
喜んで大きい船は小さいのよりは便利
だからというので、お借りするので

すか。
○國務大臣(村上義一君) 先刻來申します通り、千五百トン級の船が十杯あれば、海上保安庁の任務は完全に果し得ると考えておるのであつて、従つて更

に大きい船をあちからに貸そうと言わ
れても、これは辞退をする考えであり
ます。これを以て十分だ、足れりと考
えておるのであります。なお先刻の御
質問、六千人の増員と船との関係とお

つしやいましたように伺つたのです
が、二百五十トン級の船には六十三名
乗り、そして千五百トン級の船には百
六十七名必要だという考えで、六千三
十八名という増員を予算にも計上して

御審議願つたような次第であります。

○石川清一君 警察予備隊のほうでは相当の兵器その他をアメリカのほうから貸與されると聞いておりますが、こ

係を持つてこれだけの厚みには来ないか
どうか承わります。

○石川清一君　現在までのところ、日

つておりますが、その合同委員会の中に海上警備隊関係の事務処理、その他の問題が入つて行くことになりますか、なりませんかお伺いします。

○国務大臣(村上義一君) 全然、準備工作班には、この海上警備隊関係は全然入つておりません。運輸省関係としては港湾と航空場、これだけの関係は

○石川清一君 それでは先ほどの、一年間の数字をお聞きいたしました、密漁にしても、或いは不法入国にしま

至一件三人ぐらいの小さな件数のように平均しますと承わりますが、こういうふうなのが事実海上の治安の上に問題となつて来る件数だとしましたら、何

も千五百トンの船が必要な場合には感じないのですが、この四分の一が取逃がしたと言われる中には、これよりもつと大きな集団的な問題の起きたことが過去においてあつたのですか、ど

うですが、

○国務大臣(村上義一君) 要するに、ここに先刻示しました件数及び関係の人員は、お説の通り一件平均すれば三、四名ということに相成ります。併